

## 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第4回）-議事要旨

日時：平成27年2月18日（水曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

### 出席者委員

#### 委員

松本座長、大淵座長代理、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、茶園委員、道垣内委員、早川委員、山本委員、横山委員

#### 起草者

市川弁護士、伊藤弁護士、稲益弁護士、上沼弁護士、生野弁護士、高木弁護士（※「高」は「はしごだか」）、森弁護士、森岡弁護士、山内弁護士

#### オブザーバー

柘植総務省消費者行政課専門職、立川法務省民事局付、吉野文化庁著作権課法規係長、深津特許庁制度審議室法制専門官、中本経済産業省文化情報関連産業課課長補佐

#### 事務局（情報経済課）

佐野課長、明石課長補佐、北元課長補佐

### 議題

- 開会
- 討議
  - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について
  - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の編集方針等について
  - ITを利活用した新サービスを巡る制度的論点について
- 今後の予定
- 閉会

### 議事概要

#### 1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

#### 2. 討議

##### （1）「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について

起草者から資料3-1から資料3-3までを用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 「なお」が多用されている段落があり分かりづらいので、体裁上の修正を事務局にお願いしたい。
- 著作権侵害の助長行為としての損害賠償請求はあり得るため、今後裁判例が現れたら早期に反映すると読者のためになる。

今回の意見を踏まえ、事務局において改訂案に軽微な修正を加えた上で、後日パブリックコメントに付すこととなった。

## (2) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の編集方針等について

起草者から資料4-1から資料4-4までを用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 第IV章については、適用対象が誰であるのかを明示し、どこまで記載されたルールが妥当するのかを明確化すべきではないか。
- 電子商取引で小規模事業者が取引関係に入ってくることを考えると、リーガルリスクに気づいていないようなところにも準則の広報を行うようにすると、トラブルが減少するのではないか。

今回の意見を踏まえ、今後の準則改訂に向けた作業を事務局にて行うこととなった。

## (3) ITを活用した新サービスを巡る制度的論点について

事務局から資料5を用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 情報に対する独占権付与には疑問もあり、無体物である情報に対する権利を新たに認めることは難しい。「額に汗理論」で投資や労力をかけたデータベースを保護すべき必要性が本当にあるのか検証すべき。
- データを巡るプレイヤーが複数あるといったとき、保有者が複数いる場合（横のつながり）は、既存の論点であるが、データを生み出す人と集めて使う人の関係の場合（垂直的なつながり）は、事業者側のデータ保護という議論とは性質が違うのではないか。
- データを集める人と集められる人という関係において、データを持っていかれるということになれば、遺伝資源保護の問題の構造と似ており、分け前を与えるべきという問題はあるのではないか。
- 無体物は民法の対象ではないが、データの占有という議論もあり得るのではないか。
- 事業者内の関係についてはよほどのゆがみがない限り契約関係で決められるもので、データ保護や事業者内の関係よりもむしろユーザーの個人情報知らないうちに取られてしまうということのほうがよほど重要な問題ではないか。
- 国内法の域外適用について、執行管轄権の域外行使以外は国際法上ほとんど問題がないと考えるべきで、日本国としてどこまで法適用すべきか、法政策の問題になる。エンフォースメントできないという点は域外適用しないという理由にはならない。
- 日本の立法で足りないのは、法令の中身については詳細な議論をするが、地理的な適用について議論がなされないことが問題である。今後の立法はこの点を明記していくべきではないか。
- 複数国の規制に巻き込まれることも考えられるところ、他国においてどういう動きがあるか、他国の法制度も十分に検討する必要がある。
- シェアリング仲介サービスについて、既存のルールには手をつけない、新たなルールはつくらないという現実的なスタンスよりも、もう少し手をつけていいのではないか。
- クラウドデータ消失に係る裁判例を掲載するときは射程を十分に注意すべきで、その他の取引分野の裁判例も参考になる。債権法改正の定型約款の規定にも留意すべき。
- 一般ユーザーがクラウドサービスのことを知らず、自分が何もしなくてもデータが消失することもあるということが十分に意識されていないという認識のもと、国が啓発啓蒙していく必要があるのではないか。

今回の意見を踏まえ、事務局において整理を行った上で、次回のワーキンググループで更に討議することとなった。

---

## 3. 今後の予定

---

事務局から資料6を用いて説明を行った。

### 関連リンク

[IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

### お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課  
電話：03-3501-0397  
FAX：03-3501-6639